住所　愛知県豊橋市大岩町字荒古55番地3
宋三由　昭和62年6月15日生
住所　東京都世田谷区代沢3丁目7番3号
呉友子　昭和30年1月6日生
住所　静岡県磐田市新貝2283番地1
張梁奕　昭和53年5月17日生
趙夏琳　平成20年7月24日生
趙夏帆　平成20年7月24日生
住所　静岡県御殿場市萩原1259番地3
ジョセリノ・コウイチ・オオカワチ　昭和41年6月3日生
デイゼ・アカミネ　昭和46年1月17日生
ダニエリ・カオリ・オオカワチ　平成10年8月4日生
ダイヤネ・カズミ・オオカワチ　平成13年4月24日生
住所　愛媛県松山市古川南1丁目15番24号
金賞粉　昭和46年2月5日生
住所　滋賀県草津市木川町1216番地1
林茂正　昭和26年8月28日生
住所　石川県金沢市諸江町下丁398番地6
金翰成　昭和51年9月30日生
住所　千葉市若葉区小倉町859番地22
鄧小海　昭和53年12月22日生
住所　愛知県岡崎市鴨田町字山畔1番地245
李利明　昭和45年10月5日生
住所　名古屋市瑞穂区井の元町31番地1
金**昕**珍　昭和47年2月8日生
住所　東京都葛飾区西新小岩1丁目1番1―213号
王麗　昭和52年11月17日生
住所　東京都北区滝野川2丁目30番3―105号
イムラヌル・イスラム　昭和58年12月31日生
住所　岐阜県美濃加茂市山之上町1004番地42
エドアルド・ホシノ・サトウ　昭和52年9月14日生
住所　岐阜県大垣市加賀野3丁目16番地3
金泰美　昭和48年1月23日生

○農林水産省告示第十二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町木早川内字灰木九七三の一、九七四の三、九七四の四、九七七の二、九七八の一、九八四、九八五、白石野字灰口二五八、二六一の一、二六三、二七六、二七七、二七八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字灰木九七三の一・九七四の三・九七七の二・九七八の一・九八四・九八五・字灰口二五八・二六一の一・二六三・二七七・二七八の一（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県八代市泉町椎原字椎原一八五の一（次の図に示す部分に限る。）、三の四、一八七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字椎原三の四・一八五の一・一八七（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び八代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県球磨郡水上村大字岩野字櫟木一六三五の一七（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び水上村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市菊鹿町五郎丸字桑原二五三（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十八年五月十八日

農林水産大臣　森山　**裕**

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　山梨県都留市（国有林。次の図に示す部分に限る。）、都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　水源の涵養